

賠償及請求權問題に關する交渉と
對立政權の存在にツキ

30

2

25

秘密指定解除

公文書監理室

極秘

賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について

(昭三三・三・二五)
条約局 第一課)

一 日韓会談及びヴィエトナム賠償交渉において、日本国政府は、
国全体を代表する正統政府であると主張している政府であつて現
実はその国の実質的部分に対し有効な支配力を及ぼしていな
いものと交渉を行つてきた。

かかる場合に発生する法律的問題を考究して見る。

二 まず、承認の問題がある。すなわち、わが国は韓国なりヴィエ
トナムなりを全体としての一つの国家として承認しているか、そ
れとも分裂した二つの国家として承認しているか、という問題で
ある。わが国は平和条約第二条により「朝鮮の独立」(Inde-

pendence of Korea

)を承認しているが、これは一つの国として

の朝鮮の独立を承認したものと考えられる。ヴィエトナムについては、ジュネーヴ議定書を尊重する方針をとるならば一つのヴィエトナムの独立を承認しているものと考えざるべきであろう。政策上は現在この立場が執られていると推定する。

三 次に、前記の各国を代表する政府の承認の問題がある。政府がある国を代表する政府として認められなければならないか否かの基準はその政府の支配の「実効性」にあると多くの場合解されている。韓国政府とヴィエトナム政府は北朝鮮及び北ヴィエトナムについてそれぞれ実効的支配を及ぼしていない。両政府をそれぞれ両国全体の正統政府と認めることには国際法上の困難がある。(日華平和条約方式はこの国際法の考え方に従つたものといえる。) 国連における一連の韓國に関する決議も、ジュネーヴ議定書も、この国際

法の考え方に従い、韓国政府及びヴィエトナム政府が全朝鮮及び全ヴィエトナムを代表する政府であるとはどこにも述べていない。さらに進んで、韓国政府及びヴィエトナム政府を承認している諸国も、これら二政府をそれぞれが実効的に支配している地域を代表する政府として承認していると解すべきではなからうか。

四 ヴィエトナム政府及び韓国政府はそれらの政府が国際法上有効

に代表することができるとしてのみわが国と交渉し条約を締結することができるとすなわち、請求権問題についていふならば、ヴィエトナム政府及び韓国政府はそれらの政府が実効的支配力を及ぼしてない地域に直接関連する地方的な請求権については日本政府と交渉する権限がないと解すべきである。裏から言えれば、それらの政府は、それらの政府が実効的支配力を及ぼしている地域に関する地方的請求権についてのみわが国と交渉し条約を締結することができる。

ヴィエトナム政府は桑港平和条約第十四条に基いてわが国と賠償交渉を行う権利を有するが、その権利は、あくまでもその現在の領域が日本軍によつて占領され、かつ、日本国によつて損害

を与えられた場合に、その損害について認められているだけである。

朝鮮との請求権問題交渉については、その基礎となる平和条約
第四条(a)が「日本国及びその国民の財産で朝鮮にあるもの並びに
日本国及びその国民の請求権で現に朝鮮の施政を行つてゐる当局
及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本
国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国
民に対するこれらの当局及び住民の請求権の処理は、日本国とこ
れらの当局との間の特別取極の主題とする」と規定しており、実
効的支配の要件が明確にされている。したがつて、韓国政府は南
鮮との間の請求権問題の処理しかわが国との間でできないことにな
る。もちろん、ヴェトナムとの場合と同様に朝鮮全体との請

求権の処理を行うことも可能であるが、そのような協定は平和条約第四条(a)で予想しているものではない。なお、第四条(b)は北鮮が米軍の支配の下に置かれなかつた關係上北鮮にあつた日本資産には適用されない。

五 以上の論理を押しすすめると、わが国はヴェトナム政府ないしは韓国政府と賠償ないし請求権問題の解決のための交渉を行うに當つては、

(1) これらの政府が有効に交渉を行うことができる範囲の問題に
ついてのみ協定するが、

(2) 全地域にまたがる問題について協定するが、その実施はその
政府の支配下にない地域に関連する協定の部分の実施は統一政
府ができるまで延期するか、のいずれかである。

しかしながら、この論理は實際的ではない。何とならば全地域の統一を悲願とする韓国政府及びヴィエトナム政府が対立政権の立場と在力を認めることになり結局は自己の存立の基礎を危くするような前記の結論（特に(四)）に協定上又は實際上同意するとは考えられないからである。（(一)といえども實際の見込はない。）

六 實際的な方針は、北ヴィエトナム分ないしは北鮮分の地方的請求権がいくらになるかを具体的に計算して、もしそれが実質的な額にならないならば、前記の法律^的論点を提起することなく全地域の請求権の解決を計ることとし、努力は全体の金額の減少に向けるべきである。（平和条約第四条(四)が北鮮分に適用されないことを考慮すれば朝鮮についてはこの方針は実害に乏しいと想像される。）また、もし実質的な額に上るならばかかる論点を提起

するよりも交渉を事態が適当に進展するまで延期すべきではなからうか。

七 わが国が前記六に従い韓国政府又はヴィエトナム政府と朝鮮全域ないしはヴィエトナム全域にまたがる請求権問題ないし賠償問題の解決を行う場合の法律的論拠は、北鮮（ヴィエトナム）政權ないしはいずれでもない統一政權が朝鮮（ヴィエトナム）全地城を実効的に支配する政府となる場合（将来北鮮（北ヴィエトナム）にも韓国（ヴィエトナム）政府の勢力が及ぶ場合には問題はなし）には、これらの政府は韓国（ヴィエトナム）政府と日本政府との間で締結された日本との本件協定（及びその下における支払の実施）は新政府によつて当然承継されるべきであるという政府の承継に関する国際法上の原則に置かれることにならう。（ただし、

この原則にはいまだ固まつていない例外がある点が問題である。）
北鮮（ヴィエトミン）地域が分離して別の国を作る場合は、南北
鮮（ヴィエトナム）間に地域的債権関係の承継が行われるべきで
あるが、韓国（ヴィエトナム）政府との間で行つた協定は北鮮（
ヴィエトナム）に承継されないと解される。